

東証指数算出要領
(東証外貨建て指数編)

2026年3月30日版
株式会社JPX総研

2026年3月12日発行

目次

変更履歴.....	2
1. はじめに.....	3
2. 概要.....	4
3. 算出方法.....	5
4. その他.....	6
(1) 指数値の配信	6
(2) 利用許諾	6
(3) 問合せ先	6

変更履歴

公表日	変更内容
2026/3/12	初版

1. はじめに

- 本資料では、株式会社 J P X 総研（以下「J P X 総研」という。）が算出する株価指数（以下「東証指数」という。）を基に、為替リターンを反映した指数（以下「外貨建て指数」という。）に関する算出方法等を示す。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と J P X 総研が判断した場合は、J P X 総研が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- 本資料は、J P X 総研の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても、J P X 総研に無断で複製、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、J P X 総研は、外貨建て指数の算出、配信若しくは公表に係る誤謬、遅延若しくは中断、外貨建て指数の算出、配信若しくは公表の方法の変更、外貨建て指数若しくは本資料に記載された情報の利用又はこれらに類する事由により発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。
- 外貨建て指数は、J P X 総研が排他的に所有する指数であり、委託業務に関する契約に基づき株式会社 QUICK（以下「QUICK」という。）が算出、配信及び公表するものである。QUICK は、外貨建て指数の算出、配信及び公表を正確かつ適時に遂行するよう最大限の努力を払うが、外貨建て指数の算出、配信若しくは公表に係る誤謬、遅延若しくは中断、外貨建て指数の利用若しくはこれらに類する事由により発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。
- WM/Refinitiv Closing Spot Rates provided by Refinitiv. Refinitiv shall not be liable for any errors in or delays in providing or making available the data contained within this service or for any actions taken in reliance on the same.

2. 概要

- ・ 外貨建て指数は、日本円以外の通貨で投資を行うことを考慮し、東証指数の指数値に為替リターンを反映した指数である。各指数の概要は、以下のとおり。

指数名称	原指数	通貨	基準日	基準値
配当込み TOPIX スイスフラン建て	配当込み TOPIX	スイスフラン	2005/8/31	1463.56
税引後配当込み TOPIX 米ドル建て	税引後配当込み TOPIX	米ドル	2005/8/31	1426.88
税引後配当込み TOPIX ポンド建て	税引後配当込み TOPIX	ポンド	2005/8/31	1426.88
税引後配当込み TOPIX ユーロ建て	税引後配当込み TOPIX	ユーロ	2005/8/31	1426.88
税引後配当込み TOPIX シンガポールドル建て	税引後配当込み TOPIX	シンガポールドル	2005/8/31	1426.88
税引後配当込み TOPIX 100 豪ドル建て	税引後配当込み TOPIX 100	豪ドル	2026/1/16	1000.00

3. 算出方法

- 算出方法は以下のとおり：

$$\text{指数値} = \text{前営業日指数値} \times (1 + \text{指数リターン})$$

$$\text{指数リターン} = \frac{\text{原指数の当日指数値}}{\text{原指数の前営業日指数値}} \times \frac{\text{当日為替レート}}{\text{前営業日為替レート}}$$

- 原指数に関する指数用株式数及び基準時価総額については、「指数計算に係る算出要領」に記載する取り扱いに準じ、同日に算出される対象指数と同じ値を用いる。採用価格も同様である。
- 外貨建て指数に利用する為替レートは、原則として WM/Refinitiv のロンドン時間 16 時のレートとする。

4. その他

(1) 指数値の配信

- ・ 外貨建て指数の指数値は、各情報ベンダー等を通じて配信する。
- ・ 指数値の配信は1日1回行う。

(2) 利用許諾

- ・ 外貨建て指数の算出、配信、公表又は利用など外貨建て指数に関する権利は、JPX総研又はJPX総研の関連会社が有している。このため、外貨建て指数を使用して、ファンドやリンク債などの金融商品を組成・販売などを行う場合（相対契約によるオプション、スワップ又はワラントなどデリバティブ取引の対象にする場合を含む。）には、JPX総研とのライセンス契約が必要となる。また、外貨建て指数を第三者に配信・提供等する場合にも、JPX総研とのライセンス契約が必要となる。

(3) 問合せ先

JPX総研 インデックスビジネス部 E-mail : index@jpx.co.jp

以 上